

# 下関市立大学大学院経済学研究科履修規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 5 8 号

改正 平成 22 年 9 月 27 日規程第 19 号  
平成 26 年 4 月 22 日規程第 9 号  
平成 27 年 2 月 26 日規程第 9 号  
令和 3 年 2 月 24 日規程第 5 号  
令和 4 年 1 月 27 日規程第 3 号  
令和 5 年 1 月 25 日規程第 1 号  
令和 7 年 12 月 23 日規程第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学大学院学則（平成 19 年規則第 2 号。以下「大学院学則」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、下関市立大学大学院経済学研究科の授業科目及びその単位数並びに履修方法その他履修について必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数)

第 2 条 授業科目は、講義、演習及び実習とし、授業時間割及び担当教員とともに、学年の初めに定める。

2 授業科目並びにその配当年次及び単位数は、別表に定めるとおりとする。

(研究指導教員)

第 3 条 研究指導教員は、修士の学位の授与に係る学位論文（大学院学則第 24 条第 1 項に規定する修士論文。以下「修士論文」という。）の作成等に対する指導を担当する専任の教員とする。

2 学生は、第 1 年次の所定の日までに研究指導教員を定め、履修する授業科目の選択、修士論文の作成その他研究一般について、その指導を受けなければならない。

3 前項の場合において、研究指導教員を定めるときは、当該教員の承認を必要とする。

4 研究指導教員は、研究科長がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、変更することはできない。

(履修方法)

第 4 条 学生は、授業科目のうち必修科目及び選択科目の単位を合わせて所定の 30 単位以上修得しなければならない。

2 必修科目は、研究指導教員が行う課題研究Ⅰ及び課題研究Ⅱとし、必要修得単位数は、合計 8 単位とする。

(履修登録)

第 5 条 学生は、毎年指定する期間内に、その学期で履修しようとする授業科目を、研究指導教員の承認を得て登録しなければならない。

(授業科目の試験)

第6条 授業科目の単位の認定は、毎学期の終わりの試験又は研究報告等によって行う。

2 前項の評価は、次の基準によって行い、優、良、及び可を合格とし、不可を不合格とする。

- (1) 優 100点から80点まで
- (2) 良 79点から70点まで
- (3) 可 69点から60点まで
- (4) 不可 59点以下

3 合格した授業科目については、所定の単位を付与する。

(修士論文)

第7条 修士論文は、修士課程に1年以上在学し、かつ、必要な研究指導を受けたものでなければ提出することができない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者で学長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 修士論文の提出については、別に定める。

(修士論文の審査及び最終試験)

第8条 最終試験は、第4条に定める単位を修得し、かつ、修士論文を提出した者について行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか授業の履修等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年9月27日規程第19号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月22日規程第9号)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年3月31日現在在学し、引き続き在学する者に係る履修方法は、この規程による改正後の下関市立大学大学院経済学研究科履修規程第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成27年2月26日規程第9号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月24日規程第5号)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和2年度までに入学した者に係る授業科目、配当年次及び単位数に関しては、この規程による改正後の下関市立大学大学院経済学研究科履修規程の規定にかか

ならず、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 1 月 27 日規程第 3 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 月 25 日規程第 1 号）

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年度までに入学した者に係る授業科目、配当年次及び単位数は、この規程による改正後の下関市立大学大学院経済学研究科履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 12 月 23 日規程第 26 号）

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年度までに入学した者に係る授業科目、配当年次及び単位数は、この規程による改正後の下関市立大学大学院経済学研究科履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

領域	授業科目の名称	配当年次	単位数		
			必修	選択	自由
経済 コ ミ ュ ニ テ ィ シ ス テ ム ・ 国 際 ビ ジ ネ ス	ミクロ経済研究Ⅰ	1 前		2	
	ミクロ経済研究Ⅱ	1 後		2	
	マクロ経済研究Ⅰ	1 前		2	
	マクロ経済研究Ⅱ	1 後		2	
	経済原論研究Ⅰ	1 前		2	
	経済原論研究Ⅱ	1 後		2	
	金融経済研究Ⅰ	1 前		2	
	金融経済研究Ⅱ	1 後		2	
	産業組織研究Ⅰ	1 前		2	
	産業組織研究Ⅱ	1 後		2	
	経済地理研究Ⅰ	1 前		2	
	経済地理研究Ⅱ	1 後		2	
	地域社会研究Ⅰ	1 前		2	
	地域社会研究Ⅱ	1 後		2	
	地域政策研究Ⅰ	1 前		2	
	地域政策研究Ⅱ	1 後		2	
	都市政策研究Ⅰ	1 前		2	
	都市政策研究Ⅱ	1 後		2	
	水産経済研究Ⅰ	1 前		2	
	水産経済研究Ⅱ	1 後		2	
	労働経済研究Ⅰ	1 前		2	
	労働経済研究Ⅱ	1 後		2	
	経営管理研究Ⅰ	1 前		2	
	経営管理研究Ⅱ	1 後		2	
	管理会計研究Ⅰ	1 前		2	
	管理会計研究Ⅱ	1 後		2	
マーケティング研究Ⅰ	1 前		2		
マーケティング研究Ⅱ	1 後		2		
国際経済研究Ⅰ	1 前		2		
国際経済研究Ⅱ	1 後		2		
教育 経 済 学	教育経済学特論Ⅰ	1 前		2	
	教育経済学特論Ⅱ	2 前		2	
	教育における経済問題の分析Ⅰ	2 前		2	
	教育における経済問題の分析Ⅱ	2 後		2	
	社会科学研究方法論	1 前		2	
	測定と定量的方法論	1 後		2	
	ソーシャルデータ分析（乳幼児教育）特論Ⅰ	1 後		2	
	ソーシャルデータ分析（乳幼児教育）特論Ⅱ	2 前		2	

	ソーシャルデータ分析（学校教育）特論 I	1 後		2	
	ソーシャルデータ分析（学校教育）特論 II	2 前		2	
	ソーシャルデータ分析（組織マネジメント）特論 I	1 後		2	
	ソーシャルデータ分析（組織マネジメント）特論 II	2 前		2	
	研究倫理の理解	1 前		2	
領域共通	経済学特論 I	1 前		2	
	経済学特論 II	1 後		2	
	課題研究 I	1 通	4		
	課題研究 II	2 通	4		